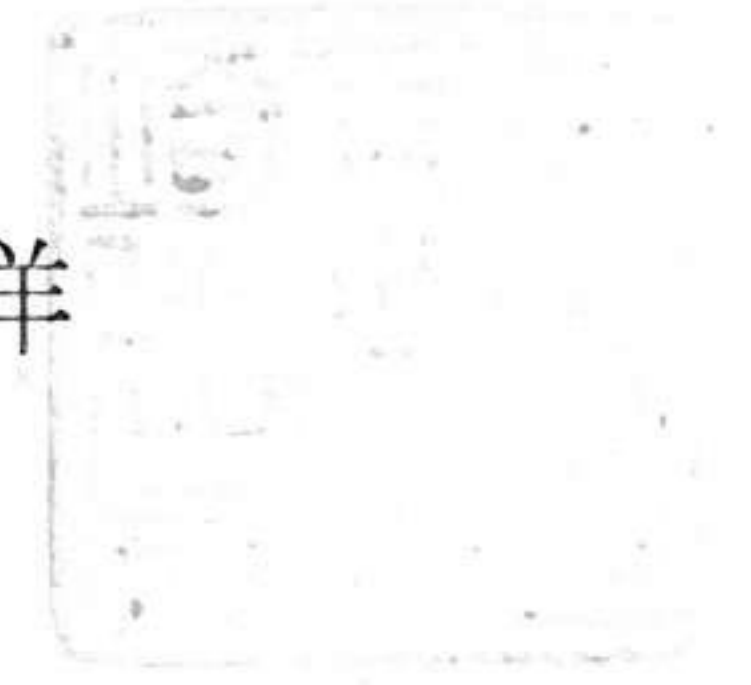


指令第 [REDACTED] 号
平成25年 5月 2日

[REDACTED]
[REDACTED] 様

和光市長 松本 武洋



移動火葬車使用許可通知書

平成25年4月19日付けで申請のあった移動火葬車火葬については、和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、下記のとおり許可します。

記

移動火葬事業者の名称	[REDACTED]
移動火葬事業者の所在地	[REDACTED]
許可番号	[REDACTED]
許可の条件	1. 和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例第26条各号に掲げる事項を遵守すること。 2. 移動火葬車の使用にあたっては、関係法令及び埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第4第5号に定める維持管理に係る規制基準を遵守すること。

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和光市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。